平成２７年（フ）第１１１号
佐賀市高木瀬東６丁目７番838号　城北団地８―38
債務者　江嵜　良明
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６号
青森県五所川原市相内岩井81番地530　岩井団地２―19号、旧住所青森県五所川原市相内246番地２
債務者　原子　京子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
神奈川県平塚市中原２丁目23番28―205号　ユニヴェール中原
債務者　齋藤　孝夫
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２００号
神奈川県厚木市温水322番地75
債務者　八重柏美保子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８２号
神奈川県平塚市纏104番地の３　ブルースカイ平塚Ⅱ―501号
債務者　齋藤　正則
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８３号
神奈川県平塚市纏104番地の３　ブルースカイ平塚Ⅱ―501号
債務者　齋藤　優子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８７号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1762番地
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１１８号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇393番地　城間アパート206
債務者　大城　達夫
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４号
千葉県香取市津宮4102番地　香取市養護老人ホームひまわり苑
債務者　古徳　政子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第６５８号
愛知県愛西市藤ケ瀬町東沼72番地、住民票上の住所愛知県尾張旭市庄南町４丁目５番地１ラフォーレ庄南３Ｃ
債務者　日栄美智夫
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４６号
北九州市八幡西区陣原４丁目17番54号
債務者　島内　輝彦
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２４７号
北九州市八幡西区陣原４丁目17番54号
債務者　島内美智子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３６２号
名古屋市港区木場町９番地の24　真栄マンション木場町Ｂ棟302号
債務者　今福　雄二
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１６号
名古屋市西区児玉１丁目５番21号　小島マンション301号、従前の住所名古屋市西区児玉１丁目６番５号　首藤ビル302号
債務者　越野　正美
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目103番地５　アコーディア21　101
債務者　外間　喜郁
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２３２号
熊本市南区南高江６丁目14番53号　コーポ後藤102
債務者　藤本　和哉
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４６７７号
東京都調布市深大寺南町５丁目19―１―103
債務者　横嶋　泰彬
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部